

令和6年度版

沼津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金

(個人向け新築住宅 ZEH 化事業)

募集要領

令和6年4月作成

この要領は、沼津市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金のうち、「個人向け新築住宅 ZEH 化事業」の申請に係る事項について、定めるものです。

1 補助対象事業と補助率等

ア. ZEH (Nearly ZEH、ZEH Oriented を除く) の性能を有する居住用住宅を新築する事業

55 万円/戸

(補助対象住宅に対して直交集成板 (CLT : Cross Laminated Timber) を導入する場合、90 万円/戸を上乘せ)

イ. 太陽光発電設備 (アの事業付帯設備のものに限る) を設置する事業

出力 1kW あたり 7 万円

【留意事項】

「出力」は、太陽光パネルの公称最大出力合計とパワーコンディショナーの定格出力合計のうち、数値の低い方を採用します。(小数点以下切り捨て)

ウ. 蓄電池 (ア及びイの事業付帯設備のものに限る) を設置する事業

蓄電池の価格 (円/kWh) の 1/3

ただし、下記※の額の 1/3 を上限とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※家庭用 (4,800Ah・セル相当の kWh 未満) : 15.5 万円/kWh (工事費込み・税抜き)

【留意事項】

・「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値です。(kWh 単位で小数点第二位以下切り捨て)

初期実効容量ではないことに注意してください。

・太陽光発電設備等の電力変換装置 (パワーコンディショナー) が蓄電システムの電力変換装置と一体型 (ハイブリッド) の蓄電システムの場合は、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分 (蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置) に係る経費分を控除することができます。

2 補助対象者

新築戸建住宅の建築主又は新築戸建建売住宅 (建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅) の購入予定者となる個人若しくは販売事業者となる法人。

ただし、次のいずれに該当する場合は、補助対象としない。

(1) 沼津市暴力団排除条例 (平成 24 年条例第 22 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団、

同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者。

(2) 納期の到来した市税に滞納がある者。

3 補助の要件

次の掲げるもののほか、事業ごと（ア・イ・ウ）以下に定めるとおりとする。

- (1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであって、中古設備でないこと。
- (2) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (3) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (4) 他の法令又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
- (5) 本市の他の補助金を得て実施する事業でないこと。

ア. ZEH（Nearly ZEH、ZEH Oriented を除く。）の性能を有する居住用住宅を新築する事業

- (1) 国実施要領別紙2の2. 交付対象事業の内容のエ（ツ）に定める交付要件を満たすこと。
- (2) 沼津市内に建設されるものであること。
- (3) 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。

イ. 太陽光発電設備（アの事業付帯設備のものに限る）を設置する事業

- (1) 国実施要領別紙2の2. 交付対象事業の内容のア（ア）に定める交付要件を満たすこと。
- (2) 沼津市内に設置されるものであること。
- (3) 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。
- (4) 設置した年度から5か年に渡って、太陽光発電設備自家消費率を市に報告すること。

ウ. 蓄電池（ア及びイの事業付帯設備のものに限る）を設置する事業

- (1) 国実施要領別紙2の2. 交付対象事業の内容のア（イ）に定める交付要件を満たすこと。

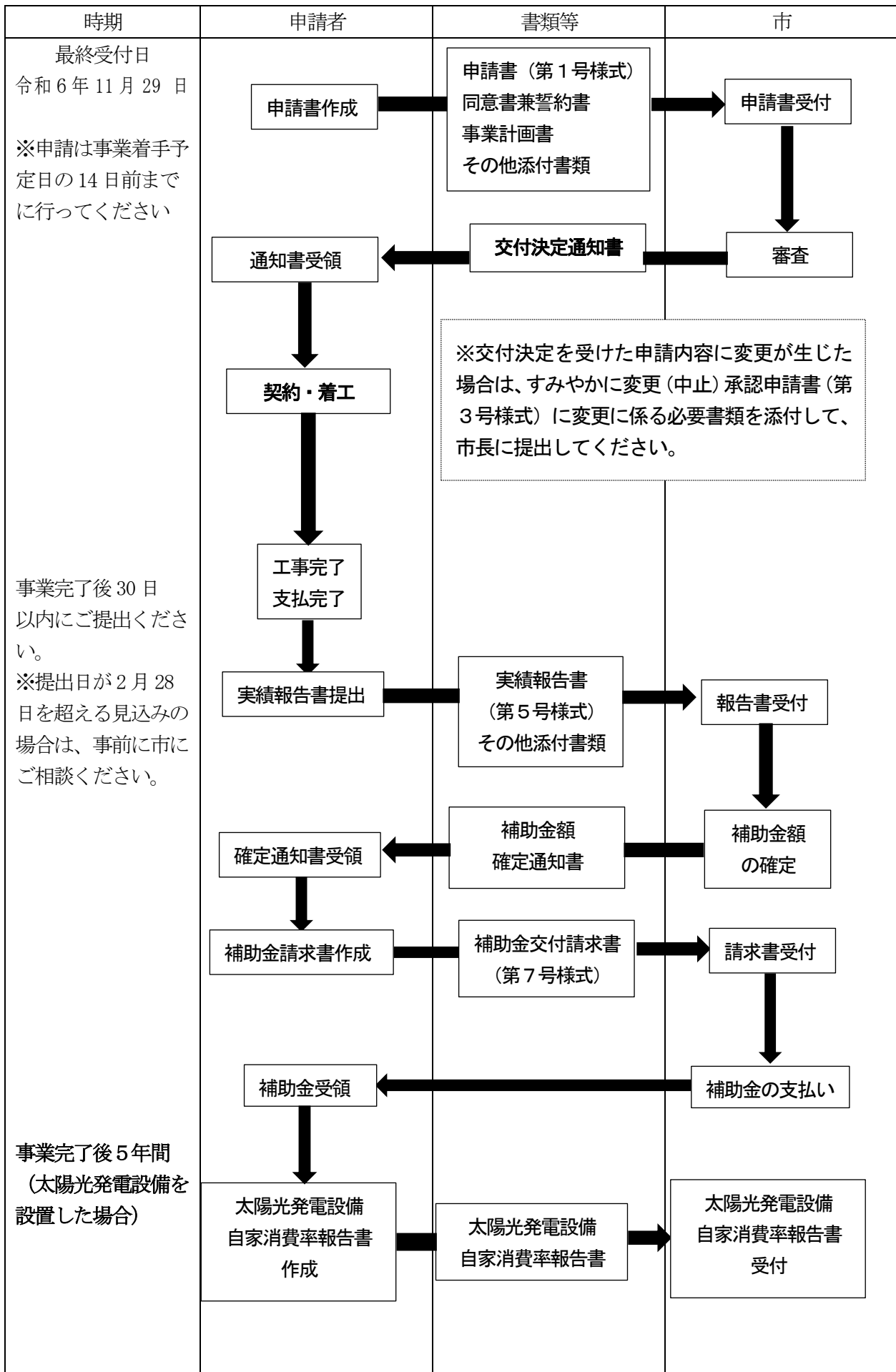
4 補助対象経費

補助対象経費は、国実施要領別表1（交付対象事業費：設備整備事業）のとおりとする。なお消費税、地方消費税は対象外とする。

【留意事項】

- ・ 太陽光発電設備と蓄電池で共通して利用する設備がある場合は、当該設備に係る経費はいずれか片方の適当な設備にのみ計上してください。

5 申請の流れ



6 交付の申請

【受付期間】令和6年11月29日まで

上記の受付期間内に、下記の申請書類を揃えて、事業着手予定日の14日前までに、沼津市役所7階環境政策課へ提出してください。(原則持参)

申請は先着順に受理します。不備等があった場合には受理できませんので、余裕をもって申請してください。

【留意事項】

事業着手日とは、相手方との契約締結行為または工事着工日のいずれか早い方の日を指します。交付決定日前に契約または着工したものは補助対象にならないため注意してください。

【申請書類】

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 同意書兼誓約書
- (3) 事業計画書
- (4) 添付書類
 - ① 補助対象事業に関する見積書
 - ② 補助対象経費の内訳書(様式自由)

【留意事項】

内訳書には補助対象経費のみを記載し、金額の根拠がわかる書類を必ず用意し、積算内訳と紐付けを行い提出すること。

- ③ ZEHに係る工事計画書(各業者の様式による)
- ④ 補助対象事業実施予定場所の案内図
- ⑤ 補助対象事業予定場所の現況のカラー写真
- ⑥ 図面(平面図及び立面図)
- ⑦ 補助対象設備の仕様が確認できる書類(仕様書、カタログ等)
- ⑧ 補助対象設備の配置図、システム図
- ⑨ 補助対象設備による年間想定発電量の根拠資料
- ⑩ 会社概要
- ⑪ 登記簿謄本又は現在事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

※⑦～⑨は太陽光発電設備(及び蓄電池)を申請する場合、⑩と⑪は法人が申請者の場合必要

7 交付決定

申請の内容を審査した後、申請者へ交付決定通知書(第2号様式)を送付します。

なお、交付の決定にあたっては、以下の要件が付されます。

- (1) 補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)その他の法令及び関連通知並びに国交付要綱(二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日環政計発第2203301号))の定めるところにより、適正に取り扱うこと。
- (2) 補助対象事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならないこと。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (4) 取得財産等のうち、次に掲げる財産について、市長の承諾を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保にし、又は取壊し（廃棄を含む。以下「処分」という。）を行わないこと。
 - ア 不動産及びその従物
 - イ 取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産
- (5) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）で定める期間とする。

8 変更（中止）申請

交付決定を受けた申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更（中止）承認申請書（第3号様式）に変更に係る必要書類を添付して、市長に提出してください。

9 変更（中止）承認通知

市の審査の後に、申請者へ承認通知書（第4号様式）を送付します。

10 実績報告

下記の実績書類を、事業完了後 30 日以内に沼津市役所 7 階環境政策課へ提出してください。
※実績報告書の提出が 2 月 28 日を超える見込みの場合は、事前に市にご相談ください。

【実績書類】

- (1) 実績報告書（第5号様式）
- (2) 添付書類
 - ① 領収書等の写し（内訳が分かるものを添付）
 - ② 省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書
 - ③ 太陽光発電設備・蓄電池の型式、要領等が確認できる書類（保証書等）
※付帯設備として太陽光発電設備・蓄電池を申請した場合
 - ④ 完了後のカラー写真
※ZEHについては工事中及び工事後写真、太陽光発電設備・蓄電池を設置した場合は工事後写真が必要
 - ⑤ その他市長が必要と認める書類

11 補助金額の確定

実績報告書が、交付申請（決定）内容及び交付要件と合致しているかを審査し、必要に応じて現地調査を実施した上で、適当と認められる場合は、交付確定通知書（第6号様式）を送付します。

12 補助金の請求・支払い

補助金確定通知書を受けたら、補助金交付請求書（第7号様式）をすみやかに提出してください。

13 補助事業完了後の報告義務

補助事業完了後5年間は、太陽光発電設備自家消費率を市に報告してください。

14 関係書類の保管義務

補助金の収支に関する帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管してください。